

# 平成 22 年度 高尾台町会会則 改正要旨

## 高尾台町会 平成 15 年 7 月 11 日 認可地縁団体として法人格取得

認可地縁団体は、**地方自治法 260 条の 2**に規定され、規約等は同法の規定により定めなければならない。  
設立当初より町会・市役所の十分な精査なく旧会則を参考に制定したことから、根拠法・地方自治法に準拠しない内容や不明確な表現が散見され、大幅な改正を行った。

### 内容の明確化

- ① 用語の変更・統一
- ② 区域条文の明示
- ③ 構成員条文の明示
- ④ 町会条文の追加
- ⑤ 町会組織条文変更
- ⑥ 町会役員の任務・選任・任期の明示
- ⑦ 慶弔費規定の明示

### 内容の適正化

- ① 総会・役員会の構成要件及び議決の追加  
町会員は、各々 1 箇の表決権を有する
- ② 会計収支規定追加  
予備費規定制定  
積立金の明示 (除雪・町会会館修繕工事費積立金)
- ③ 会計年度の明示  
決算方法及び承認を適法なものに変更  
3 月 1 日より始まり 2 月末日に終了
- ④ 会則改正規定の変更